

市民税課税層に対する食費・居住費の特例減額措置について

住民税課税世帯の方や、預貯金等が一定の金額以上の方等は、負担限度額認定は非該当となります。

しかし、高齢夫婦世帯で、どちらかが施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生活が困難となる場合等には、特例減額措置として負担限度額認定の第3段階を適用することができます。

この特例の対象は、次の①～⑥の要件すべてを満たす人です。

① その属する世帯の構成員の数が2人以上であること。

ここでいう世帯とは、施設入所にあたり世帯分離した場合でも、同一世帯とみなします。また、別世帯の配偶者も含まれます。（世帯員に関する年齢要件はありません。）

以下の③～⑥についても同様です。

② 介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行う。

施設入所にあたり、世帯分離（施設に住民票を異動する等）した場合に、利用者負担第3段階以下になる場合は、本特例は適用されません。

③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（施設サービス費の自己負担、食費、居住費）の見込み額を除いた額が1年あたり80万円以下になること。

●収入：公的年金等の収入金額＋合計所得金額（ただし、合計所得の雑所得を計算する上では、公的年金等に係る雑所得を算入しません。）

●施設の利用者負担：「施設介護サービス費の自己負担額＋食費＋居住費」により年間見込み額を算出します。

（高額介護サービス費の支給が見込める場合は、その見込み額を控除します。）

④ 世帯の現金、預貯金等の合計額が、450万円以下であること。

預貯金等には、有価証券等も含まれます。

⑤ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。

⑥ 全ての世帯員が介護保険料を滞納していないこと。

（注）介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）及び地域密着型介護老人福祉施設に入所する方が対象となります。

申請の手続き

次の書類をご用意の上、高齢介護課窓口に提出してください。（郵送でも結構です。）

- 「介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置による負担限度額認定）」
- 「市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書」
- 世帯員全員の所得額を証する書類（所得証明書、確定申告書等）※市外の方のみ
- 世帯の預貯金等の状況が確認できる書類（預金通帳等）
- 施設の利用者負担額がわかる書類（施設との契約書等）

ご不明な点は半田市福祉部高齢介護課までお問い合わせください。

電話（0569）84-0649（ダイヤルイン）